

# 自治基本条例

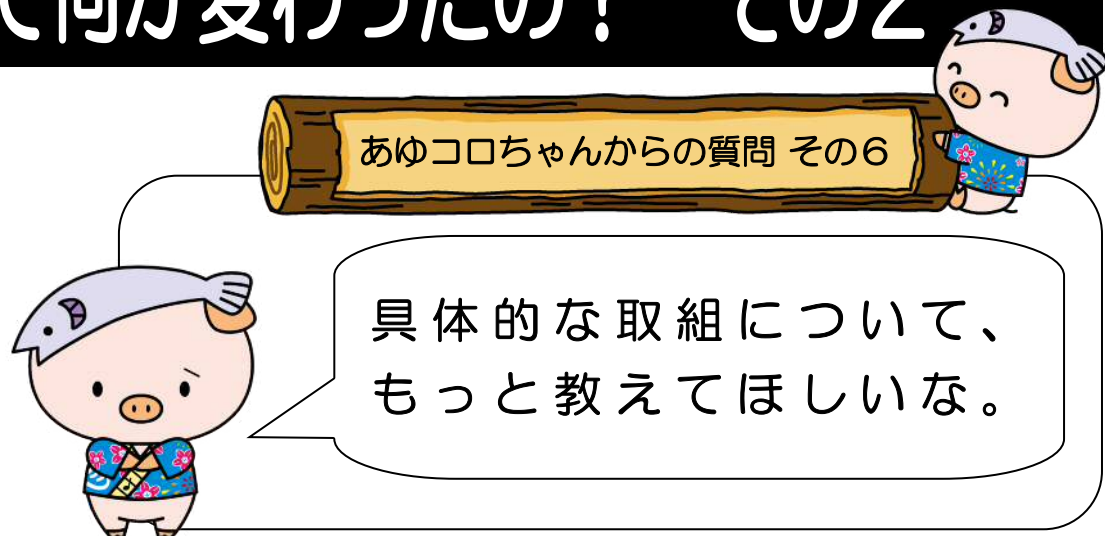
## まちづくりのルールを知ろう! だより

第3号 平成29年2月15日発行

発行 厚木市 市民協働推進部 市民協働推進課  
〒243-8511 厚木市中町3-17-17  
☎046-225-2141 Fax046-225-4612  
E-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

## 第3号 自治基本条例ができて何が変わったの? その2

先月号では、「厚木市自治基本条例ができて何が変わったの?」をテーマに、「市民参加」と「市民協働」の具体的なルールをお伝えしました。今月号でもあゆコロちゃんといっしょに、自治基本条例に基づいて実施している様々な取組を見ていきましょう。



### 取組 その2 適切な行政運営

自治基本条例の基本理念と基本原則（※第1号参照）を実現するために、「行政運営を行う上で基本とすべき事項」をはじめ、「組織」、「財政運営」、「危機管理」、「情報公開」、「個人情報保護」などについて、市民、議会、市長等が取り組むべきことが規定され、様々な取組を行っています。



### 具体的な取組例

1. 市民参加型外部評価の実施（第15条、第18条）  
今後の予算編成や効果的な行政運営に活かすために、市の事業を市民の立場で評価する外部評価を実施しました。
2. 緊急時における危機管理（第20条）  
災害などの緊急時に市民の皆さんを守るため、警察などの関係機関や近隣市町村との連携、各種訓練の実施、地域防災計画の見直しなど総合的な対策を講じています。

### 取組 その3 総合計画の着実な推進

総合計画は、厚木市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

自治基本条例では、総合計画を様々な計画や取組のもととなる最上位計画として策定することを規定しています。また、市民参加・市民協働によるまちづくりを推進していくためのルールを明確にしています。

こうしたルールのもと、総合計画「あつぎ元気プラン」（平成21～32年度）に基づき、市民の皆さんの声を反映し、福祉・教育・環境・産業などに関する取組をさらに充実させるとともに、取組の成果が出ているかチェックしながら、より暮らしやすいまちづくりを進めています。

### 具体的な取組例

1. 議会の議決（第15条第2項）  
自治基本条例において、厚木市が目指す将来都市像とそれを実現するための目標を定める基本構想を策定する際は、市民を代表する機関である議会の議決を要するものとしています。
2. 施策評価の実施（第18条）  
「あつぎ元気プラン」の目標に対する達成状況などを検証する「施策評価」を実施し、市民満足度の更なる向上や効果的・効率的な行政運営につなげています。



**Q 自治基本条例クイズ** 厚木市自治基本条例は、その内容が常にその時代にふさわしいものであるために定期的に見直すことになっています。その期間は「何年を超えない期間ごと」でしょうか?

A. 2年 B. 4年 C. 5年 D. 10年

正解は裏面に!

## 取組 その4 参加及び協働の推進

自治の基本原則の一つ「参加及び協働の原則」を実現するために様々な取組を行っています。

第2号でもお知らせした、市民参加条例と市民協働推進条例に基づく取組とともに、市民の皆さんに様々な形でまちづくりに関わっていただき、より豊かで暮らしやすいまちになるよう努めています。

## 取組 その5 広域連携及び交流

まちづくりを進めていく中で、厚木市が単独で解決することが困難な課題もあります。

そのような課題に対しては、国や県、近隣の市町村などと連携・協力して取り組むことが重要となります。

また、国際化が進む現在では、国内だけではなく、海外の都市とも、様々な形で交流を行っていく必要があります。



## 取組 その6 独自の課題への対策

地域によって抱える課題は様々で、その解決方法もそれぞれの地域で考えていかななくてはなりません。

現在、地域ごとの課題の解決や政策を推進するために、国の定めた法律を適切に解釈運用し、あるいはその地域独自の条例を制定し、課題解決を図る「政策法務」の充実が求められています（第24条）。

厚木市では、厚木市の抱える課題を解決するため、厚木市自転車安全利用促進条例をはじめとした10の条例を制定するなど、まちづくりの課題解決に取り組んでいます。



今回取り上げた具体的な取組例はほんの一部です。厚木市では、その他にも自治基本条例に基づいて様々な取組を行っていますので、機会があったら改めて紹介させていただきます。さて、次回の自治基本条例だよりは、平成29年3月発行予定。テーマは、「自治基本条例はこれからどうなるの？」です（予定）。

**A 自治基本条例クイズ答え** 自治基本条例がその時々々の社会状況にふさわしいものとなるために「B. 4年を超えない期間ごと」に見直しを行います。これは、市長や議員の任期中に1回は見直しが行われることを担保するためです。なお、あくまで「見直し」であり、必要に応じて更に改正の手続きを行うこととなります。

## 具体的な取組例

### 1.わたしの提案の実施（第28条）

意見、要望、提案などを広く受け付け、市政に反映することを目的に「わたしの提案」制度を実施しています。

・平成27年度受付実績 307件

### 2.住民投票条例の制定（第36条）

市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するための厚木市住民投票条例を、平成24年12月に制定しました。

## 具体的な取組例

### 1.県央相模川サミットの開催（第37条第1項）

相模原、厚木、海老名、座間、愛川、清川の6市町村で相模川流域の各自治体の共通課題の解決や広域的な自治体連携を目的に開催しています。

### 2.海外友好都市との交流（第37条第3項）

友好都市である韓国軍浦市へ高校生の訪問団を派遣するなど交流を深めています。



## 具体的な取組例

### 1.客引き行為等防止条例の制定

本厚木駅周辺の環境改善を図るため平成26年4月に「厚木市客引き行為等防止条例」を施行しました。その結果、平成27年度厚木市民意識調査において「本厚木駅周辺の治安」が「改善したと思う」と回答した人の割合が、条例施行前である平成25年の調査結果と比較し23.1ポイント増加し、55.4%となりました。

### 2.専門委員（政策法務調査）の活用

条例、規則などを制定する際には、より効果的なものとなるよう政策法務の専門家である専門委員の助言等を得て内容を検討しています。また、専門委員による政策法務研修の実施により、市職員の政策法務能力の向上を図っています。